

九条の樹 72号

2018年5月発行



東久留米「九条の会」ニュース

発行：東久留米「九条の会」

連絡先：Tel 042-473-9489（鈴木）

ホームページ：<http://higashikurume-9.net>

メール：higashikurume9@jcom.home.ne.jp

- ① 5.3 憲法集会 2018
- ②③ 安倍 9 条改憲 NO！
3000 万署名達成へ「九条の会」集会報告
- 4.28 ヨーカドー前大宣伝
お知らせ（スケジュール）
- ④ 自民党改憲草案を読む⑦
緊急事態条項の新設

9 条改憲 NO！平和といのちと人権を！

5.3 憲法集会 2018



日本国憲法施行から71年の5月3日、「9条改憲NO！平和といのちと人権を5・3憲法集会」が、有明の東京臨海防災公園で開催されました。

昨年を超える6万人（主催者発表）が参加しました。東久留米からは60人を超える参加があり、「9条改憲反対！」と声をあげました。

「安倍9条改憲NO！3000万統一署名」の中間報告があり千三百五十万筆に達したと発表されました。

東久留米「九条の会」で取り組んでいる署名は、駅頭署名や個別に集めたものの、はがきサイズの署名用紙を全戸配布して回収したものを合わせて二千五百筆に達しています。第3次集約は5月末です、引き続きご協力お願いします。

3000万の
声を
届けよう！



安倍9条改憲ストップしよう

4月7日九条の会主催で、北とびあ・さくらホールで開催された「9条の会3000万署名成功のための集会」の発言の一部を紹介します。

小森陽一事務局長

3月25日、自民党大会が開かれ、自民党の9条改憲案が出されました。その案を見ると、9条の2項の後に

「9条の2 前条の規定は我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として法律の定めるところにより内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮権者とする自衛隊を保持する」としています。

「自衛の措置をとる」と言っています。自民党はこの「自衛」というのは「集団的自衛権」

も入ると言明しています。憲法の中にこの「集団的自衛権を行ってできる」という内容が含まれることになる。これが第一の問題です。

2番目には「妨げず」という言葉です。自衛権行使のためには1項、2項の規定は妨げにならない。ということをはつきり言っている。戦争放棄の2項があるから大丈夫、歯止めがあると思っている人も多いですが、実際は歯止めにならない。そのことを知らせることが大切です。

この数日間自衛隊の文書隠ぺいが報道されています。南スーダン、イラク派兵の際の陸上だけではなく航空自衛隊まで隠ぺいが行われていました。憲法9条で禁止された戦闘地域で自衛隊の活動が行われ、その内実が国民に隠されている、その破たんが表れたのです。こんな安倍

政権を退陣に追い込まねばなりません。3千万署名を成功させましょう。

澤地久枝 呼びかけ人 作家

いま私たちはぎりぎりのところで生きています。安倍首相は憲法を根本から変える。自衛隊を合法的な天下にまかり通るものにしていきます。そしてこの一週間防衛大臣が毎日、文書が発見されましてという釈明とお詫びをしています。麻生さんの財務省もボロボロですね。何が悪いかと言えば安倍さん一極で人事権は握っているし、何でも好きなようにできるようになっていく。このままいけば自衛隊は合憲化されるし、原発は輸出される。福島の人たちは故郷を失った。故郷がない人はいない。その故郷を奪われる。考えられないことが起こった。安倍さんの無策です

ね。北朝鮮問題でも蚊帳の外。なぜそうなるかと言えば、政治がない。安倍政治を変えなければ。安倍さんは選挙で多数を得ている間は安心しているんですね。私たちは国会前に毎月三日午後一時から集まって「安倍政治やめる」という行動をやっています。キャンドルをかかげて抗議します。安倍さんをひきずりおろして、憲法九条を守りたい。九条は憲法の中心ですよ。そのためにもっとお知恵を借りたいと思います。

愛敬浩二 名古屋大教授

地元で署名を集めています。が、「70年一回も改正してないのだから変えてもいい」とか「自衛隊を合憲にするだけだから騒がなくてもいい」とかいう声があります。そういう人にどう話すかということを考えてきました。

まずそういう質問を受けたら逆に聞いてほしい。「一ミリも変えない改正ならそもそも改正必要か」ということです。選挙には700億円かかると言われ

ますが国民投票もそれぐらいかかるでしょう。改正で何も変わらないなら、そのために700億円税金使うのは無駄じゃないですかと聞いてください。

二つ目が「一ミリも変わらない改正はできるのですか」という質問です。現状を変えないなら、どの時点ですか、と聞いてください。現状は動き続けています。護衛艦「いずも」を空母に変える話が出ています。空母はどこへでも出かけて行って甲板から戦闘機を飛ばすわけですから国内だけの軍事組織なら空母を持つ必要ないわけです。それを空母に改修する。自衛隊そのものがどんどん動いているわけです。

「一切の憲法改正を認めないのはおかしい」という人もあります。私は変えるべき点もあると考えますが、今、問題となっているのは安倍さんの改憲案と日本国憲法とどっちがいいかという問題です。



(鈴木)

4・28

戦争はいや！
声をあげよう
実行委員会

ヨーカドー前大宣伝

4月28日(土)東久留米イトーヨーカドー前で、戦争はいや！声をあげよう実行委員会の呼びかけで、森友、加計問題、公文書改ざん問題、セクハラ問題、安倍9条改憲NO！等を訴え、署名、チラシ配布を行いました。原のり子都議会議員は、南北朝鮮の平和への会談で感激したことや、横田基地に2年後には10機のオスプレイが配備されることなどスピーチ。「安倍」「麻生」「佐川」3人のお面を被り、インタビュ形式での寸劇をはじめ、各地域からはそれぞれの取り組みなどを訴えました。



◆お知らせ

●6・1大集会「戦争する国」ゴメン。この国の「異常」を正そう！

日時：6月1日(金) 18:20分～(開場 17:30分) 会場：中野ゼロホール◎手話通訳あり
主催：九条の会東京連絡会 TEL 03(5812)4495

●平和を考える映画会 「辺野古ゲート前の人びと」

日時：6月3日(日) 18:30～(開場 18:00)
開場：東久留米市民プラザホール 参加費：300円 主催：東久留米「九条の会」

●第8回戦争はいや！6・17市民集会・パレード

日時：6月17日(日) 14:00～ 会場：東久留米市民プラザ屋外広場

自民党改憲草案を読む！⑦

緊急事態条項の新設

限がないことです。

前回の続きです。緊急事態条項の概略、および発動要件を考えました。今回はこの条文の問題点を考えます。

第一に前回指摘した緊急事態発動の要件に、「その他法律の定める緊急事態」を含むため曖昧です。緊急事態とは例えば大災害や日本への攻撃を想定しますが、二〇一五年に成立した安全保障関連法案とも深く関わりを持ち、他国の戦争に日本も駆り立てられる危険性もあります。

第二に、「百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、国会の承認」（九八条三項）とあり、緊急事態の期間に制

第三に、「法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」（九九条一項）。すなわち国会ではなく内閣に立法権を集中させ、内閣は新しい政令を制定するだけではなく、それまでにある法律を書き換えることもできるようになります。さらに、「事後に国会の承認を得なければならぬ」（九九条二項）とし

ながら、事後に国会の承認が得られない場合に効力を失う旨の規定がありません。第四に、九九条三項で「何人も（略）国その他公の機関の指示に従わなければならない」と国民の遵守義務が定められ、また「その他の基本的人権に関

する規定は、最大限に尊重されなければならない」とあり、制限してはならないと言っているわけではありません。「法の下の平等」「身体の拘束及び苦役からの自由」「思想及び良心の自由」「表現の自由」も制限される可能性があります。

第五に、「緊急事態の宣言が発せられた場合においては、（略）衆議院は解散されないものとし（略）」（九九条三項）、すなわち緊急事態が宣言され更新し続けている限り、政権を半永久的に存続させる危険があります。

第六に、自民党改憲案には緊急事態宣言時の権力行使を司法的にコントロールする規定が定められていません。憲法に緊急事態条項を取り入れるのであれば、司法、裁判所のチェック機能は不可欠です。しかし司法、裁判所によるコ

ントロールを行おうとすると、「統治行為論」すなわち「高度に政治的な問題については、裁判所は司法審査権限を行使しない」という法理が障害となる可能性があります。

最後に、改憲案百条―憲法改正条文―との関連です。改憲案は、「憲法改正の発動要件を各議院の過半数、国民の承認は国民投票の有効投票の過半数」とし、改正の要件を大幅に緩和しています。第三で指摘した「法律と同一の効力を有する政令」を内閣は制定することができず、極端な例ですが、緊急事態宣言継続中に、政府が有権者の範囲を都合よく限定する政令（例えば反戦運動経験者を除く等）を制定し、憲法改正を発議すればどのようなになるでしょうか。条文一文ずつ裏側を探ってみました。ご参考になれば幸いです。

（角田直子）